

# 令和3年度 集団指導

## ～日中活動系サービス編～

～対象サービス～

- ・生活介護・自立訓練・就労移行支援
- ・就労継続支援・就労定着支援

練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



# 説明内容

- 1 人員に関する基準
- 2 運営に関する基準
- 3 関係法令等



# 1 人員に関する基準

- (1) 事業ごとの人員配置について
- (2) 管理者・サービス管理責任者の兼務について
- (3) サービス管理責任者研修の見直し

# (1) 事業ごとの人員配置について

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（都条例第155号）

## <注意>

- ・人員配置基準は、条例のほか、加算や報酬単価により異なります。
- ・特に**指導員や専門職員の配置加算等**がある場合、人事異動等による**従業者の変更の際、要件の再確認**をお願いします。

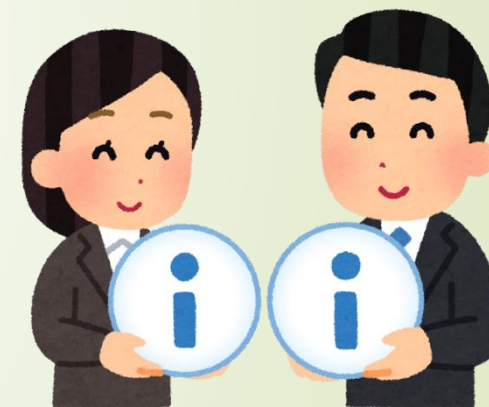
**要確認**

- ① 生活介護 第78条、第79条、第80条（準用第51条）
- ② 自立訓練（機能訓練）  
第141条、第142条（準用第51条、第79条）
- ③ 自立訓練（生活訓練）  
第151条、第152条（準用第51条、第79条）
- ④ 就労移行支援  
第161条、第162条、第163条（準用第51条、第79条）
- ⑤ 就労継続支援A型  
第172条、第173条（準用第51条、第79条）
- ⑥ 就労継続支援B型  
第185条（準用第51条、第79条、第172条）
- ⑦ 就労定着支援  
第192条の14、<sup>4</sup>第192条の15（準用第51条）

## (2) 管理者・サービス管理責任者の 兼務について

➡ ① 管理者

➡ ② サービス管理責任者





## ①管理者の兼務

「管理者は、専らその職務に従事する者でなければなりません。」（原則、専従）

ただし、業務に支障がない場合は

- 同じ事業所の他の業務に従事すること
- 他の事業所の職務に従事すること

は可能です。

## ② サービス管理責任者の兼務

「原則として専従でなければならず、  
職種間の兼務は認められません。」

ただし、業務に支障がない範囲で

- 同じ事業所内であれば、  
管理者とサービス管理責任者を兼務することは可能です。

## ②サービス管理責任者

**注意！** 『同じ事業所内』とは、  
『同じ敷地内』ではない。



例えば・・・

同じ敷地内であっても、

就労継続支援B型【サービス管理責任者】 } ~~兼務~~  
相談支援事業所【管理者】 }

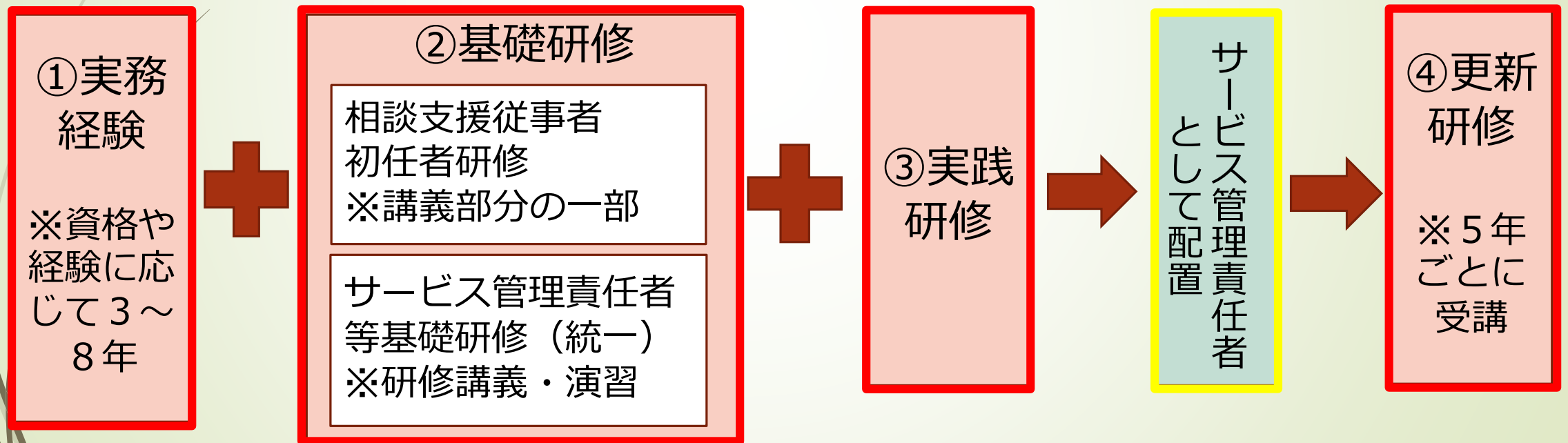
※ もし兼務している場合、就労継続支援B型のサービス管理責任者は  
欠如とみなされます。

※ 多機能型事業所は、別途特例があります。



### (3) サービス管理責任者研修の見直し

- ▶ 事業所ごとに1人以上配置（1人以上は常勤かつ専任。）
- ▶ 実務経験を満たし、研修の受講が必要。H31年4月から新体系による研修開始。
- ※ H31年3月までの旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要



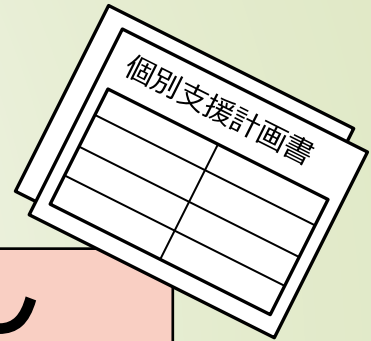
※【資料 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて】参照

## 2 運営に関する基準

- (1) 個別支援計画の見直し
- (2) 加算について
- (3) 非常災害対策
- (4) 工賃の支払い

# (1) 個別支援計画の見直し① (見直し頻度)

条例：第54条



サービス種別	計画の見直し
<ul style="list-style-type: none"><li>生活介護</li><li>就労継続支援（A型、B型）</li><li>就労定着支援</li></ul>	少なくとも 6か月に1回以上
<ul style="list-style-type: none"><li>自立訓練（機能訓練、生活訓練）</li><li>就労移行支援</li></ul>	少なくとも 3か月に1回以上

# (1) 個別支援計画の見直し② (見直しの流れ)

条例：第54条

**モニタリング** ※ (個別支援計画作成後、定期的な利用者面談)

- 計画の実施状況の把握 (モニタリング)
- モニタリング結果の記録

**計画の見直し** ※ (6か月に1回以上、または 3か月に1回以上)

- 目標の達成状況の評価、計画変更の必要性の検討

計画の  
変更をする。

計画の変更  
必要

計画の変更  
不要

- 必要な頻度で計画の見直しを行っていることが、客観的に分かるように記録を残す。

## (2) 加算について ① (欠席時対応加算)

【対象サービス】  
生活介護、自立訓練  
就労移行、就労継続支援

加算名	算定要件	不適切な事例
<p><b>欠席時 対応加算</b></p> <p><u>※月4回まで</u></p>	<p>①利用中止日の<u>前々日</u>、<u>前日</u>、<u>当日</u>に欠席の連絡があった分についてのみ算定可能</p> <p>②利用者の状況を確認し、<u>必要な相談援助</u>（アドバイス等）を行う</p> <p>③ 上記①、②の要件を満たしていることが分かるように<u>記録</u>する</p>	<p>✕ 前々日以前の連絡分について算定</p> <p>✕ 連絡を受けた際、相談援助を行っていない</p> <p>✕ 相談援助の内容を記録していない</p>

## (2) 加算について ② 福祉専門職員配置等加算

【対象サービス】  
生活介護、自立訓練  
就労移行、就労継続支援

加算	算定要件	割合
(Ⅰ)	常勤配置している生活支援員等の総数のうち、有資格者の割合	35%以上
(Ⅱ)	※ 就労移行支援のみ、有資格者に「作業療法士」も含む	25%以上
(Ⅲ)	以下のうち、どちらかに該当 A 常勤換算による生活支援員等の総数のうち、常勤の割合 (※ 実人数ではなく、常勤換算法による割合で算出) B 常勤配置している生活支援員等のうち、3年以上従事している者の割合	A: 75%以上 B: 30%以上

- 算定要件の「生活支援員等」には、就労継続支援の場合、生活支援員のほか、職業指導員も含む  
就労移行支援の場合、生活支援員のほか、職業指導員、就労支援員も含む



# 指摘事例 非常災害対策

条例：第74条

## 【主な指摘事項】

- × 防災性能を有するカーテンが設置されていない。
- × 避難経路に避難の支障となる荷物が置かれている。



➡ 事業所に設置するカーテンやじゅうたん等は、防災性能を有するものを設置してください。

(赤字の **防 災** マークのついているもの)



➡ 避難経路には物を置かず、避難スペースを確保してください。

# 参考：避難経路の確保について



階段



ろうか・避難口

【札幌市ホームページより抜粋】

## (4) 工賃の支払い ①

条例：第86条、第178条、第187条

### 【主な指摘事項】

× 生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。



▶ 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用無）、就労継続支援B型の場合、生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額を工賃として支払うことを基本としてください。

## (4) 工賃の支払い ②

条例：第86条、第178条、第187条

### 【主な指摘事項】

× 工賃支給規程（工賃支払い基準）を作成していない。内容が十分でない。



- ➡ 就労継続支援A型（雇用無）、就労継続支援B型の場合、**国通知**では「利用者の技能に応じて工賃の**差別**が設けられていないこと」と規定されています。工賃支給規程は、通知に沿った内容で作成してください。
- ➡ 就労継続支援B型事業所では、前年度の平均工賃額および本年度の目標工賃額を**利用者に通知**してください（書面での通知、事業所内への掲示等）。

国通知  
資料「就労継続  
支援事業利用者  
の労働者生に関  
する留意事項に  
ついて」

## (4) 工賃の支払い ③

条例：第86条、第178条、第187条

### 【主な指摘事項】

× 就労支援事業における収支差額が0にならず余剰金が発生しているが、利用者への還元や積立処理を行っていない。



- ▶ 余剰金が発生している場合、利用者に還元する、積立処理をする等、用途を検討する必要があります。
- ▶ 積立をする場合、用途の制限や工賃が前年度を上回っている必要がある等の要件があり、積立額の上限も定められていますので、注意してください。



## 4 関係法令等①

### ～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

### ～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 【[都規則 第175号](#)】

### ～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について 【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて 【[障発第1206002号](#)】



## 4 関係法令等②

### ～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

### ～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

### ～関係通知～

- 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日社援発0115第1号）
- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日障発第1002003号）
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日障発第0330第4号）
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて（平成30年3月2日障発第0302第1号）

ご視聴ありがとうございました